

大妻女子大学と多摩市社会福祉協議会との包括連携に関する協定書

大妻女子大学（以下「甲」という。）と社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展、教育の振興及び人材育成等に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- （1）地域の課題解決に関すること。
- （2）教育に関すること。
- （3）人材育成に関すること。
- （4）その他相互に連携し協力することが必要と認める事項に関すること。

（具体的な取組）

第3条 前条に規定する事項の具体的な取組は、甲と乙が協議し、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協議）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙は、相手方に対して書面により延長しない旨の通知をしない限り、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は延長され、以後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 9月 8日

甲 東京都千代田区三番町12番地

大妻女子大学

学 長

市川 博



乙 東京都多摩市南野3-15-1

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

会 長

紀 初子

